

## 令和元年10月1日から

**3歳から5歳までの保育所、認定こども園を利用するこどもの保育料が無償化されます。**

※0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯のこどもも対象になります。

**保育所、認定こども園（保育部分）を利用する3歳児クラス以上の全てのこどもの保育料が無償化されます。**

○対象となるのは、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している就学前のこどもです。

○通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当（市町村民税所得割課税額が57,700円未満）世帯のこどもと第3子以降（保育所等を利用する最年長のこどもを第1子とカウントして）のこどもについては、食材料費のうち副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

※食材料費の詳細については、裏面「食材料費（給食費）について」を御確認ください。

○既に保育所、認定こども園を利用されている方は、新たな手続は不要です。

**市町村民税非課税世帯に限り、2歳児クラス以下のこどもについても、保育料が無償化されます。**

○さらに、こどもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長のこどもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

※年収360万円未満相当（市町村民税所得割課税額が57,700円未満）世帯については、第1子の年齢は問いません。

## 食材料費（給食費）について

- 保育所の給食の材料にかかる費用（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様の御負担**となります。
- 食材料費のうち、副食費については、これまで保育料に含まれていましたが、今後は、**主食費と副食費ともに保育所等にお支払いいただく**こととなりますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～

